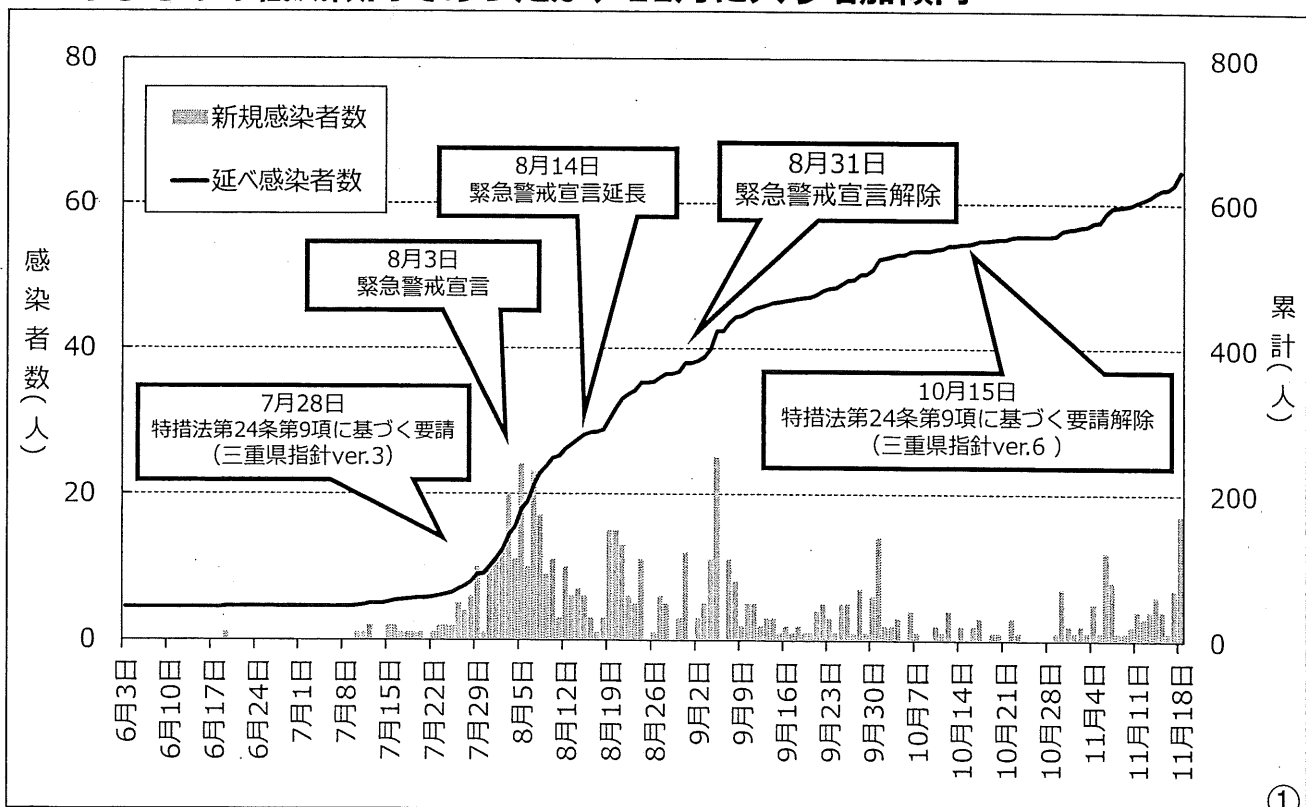


新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

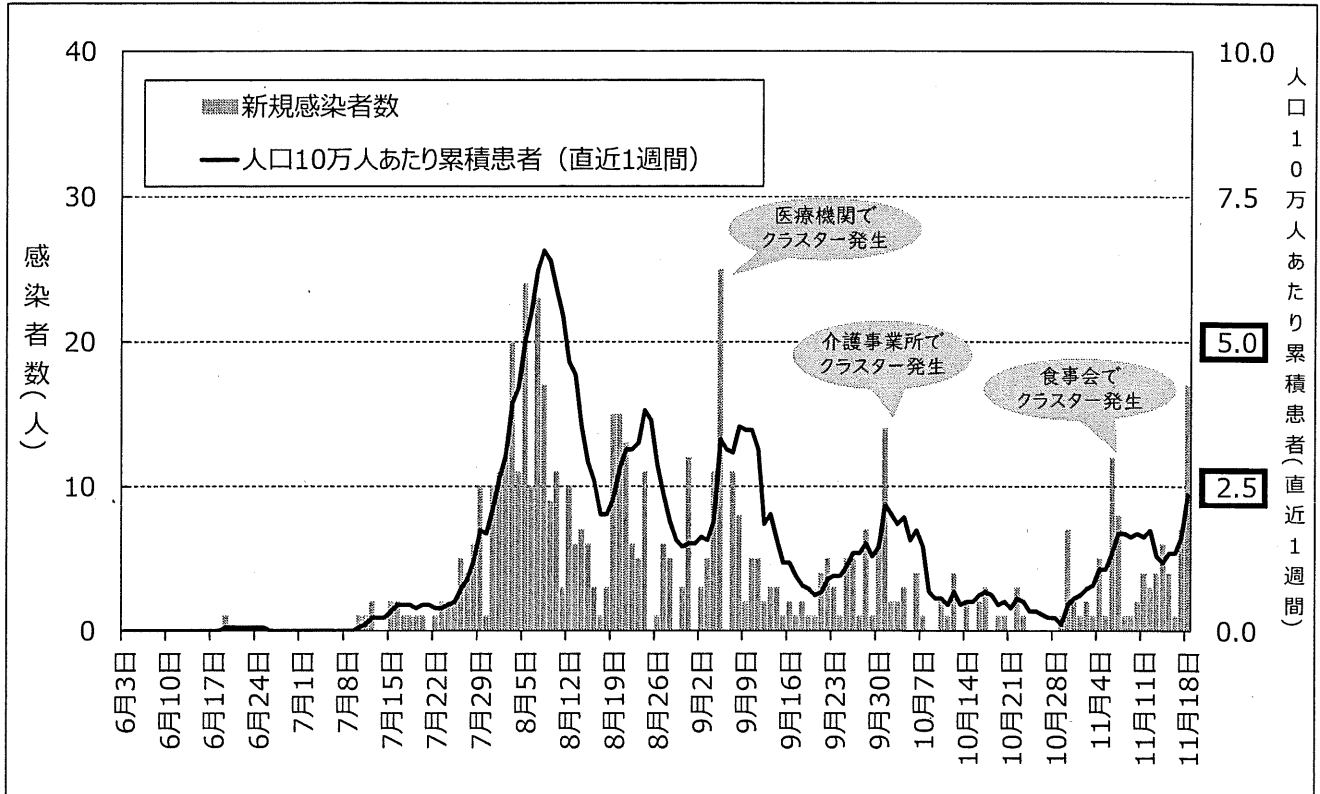
県内患者発生状況 (n=645, R2.11.18時点)

- ◆緊急警戒宣言解除（8月31日）以降、クラスター発生による一時的な増はあるものの低減傾向であったが、11月に入り増加傾向



県内患者発生状況 (n=645, R2.11.18時点)

◆人口10万人あたり新規患者数は9月12日以降2.5人以下を継続しているが11月に入り上昇傾向



※再陽性者7名を含む

②

県内患者の年齢別発生状況 (7/4~11/13)

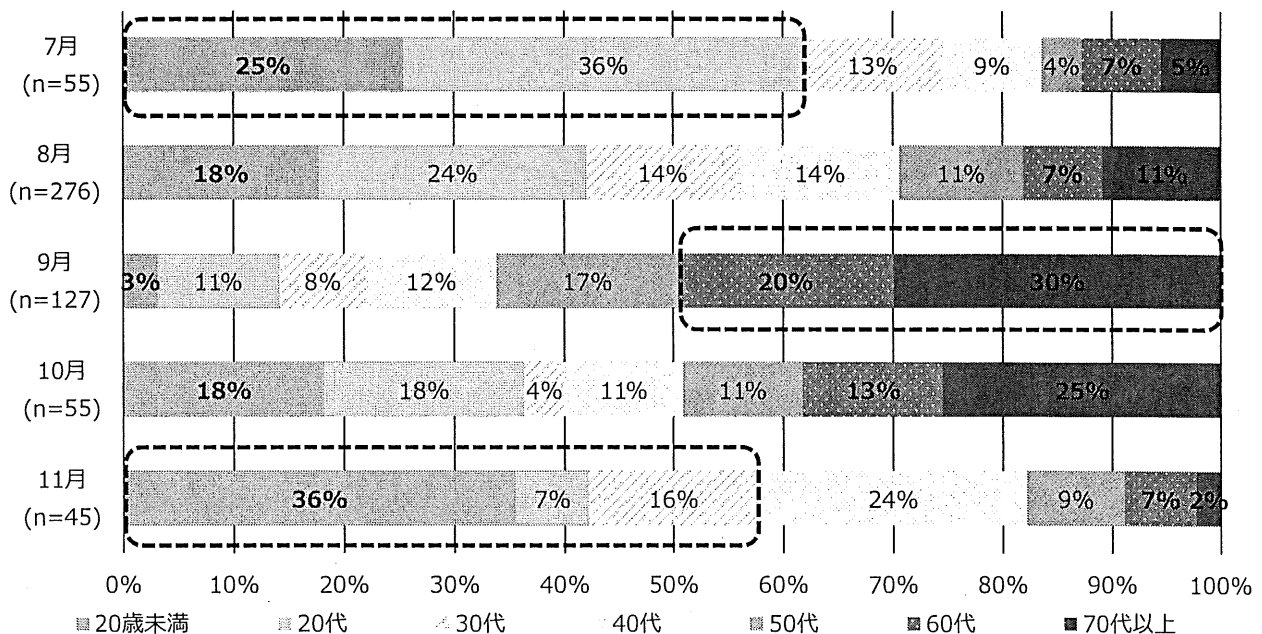
7月：30歳未満が半数以上 (61%)

8月：家族内感染の拡大などにより、各年代で感染

9月：クラスターの影響などにより、60代以上が約半数

10月：再び各年代へ感染が拡大

11月：30代以下が過半数 (59%)

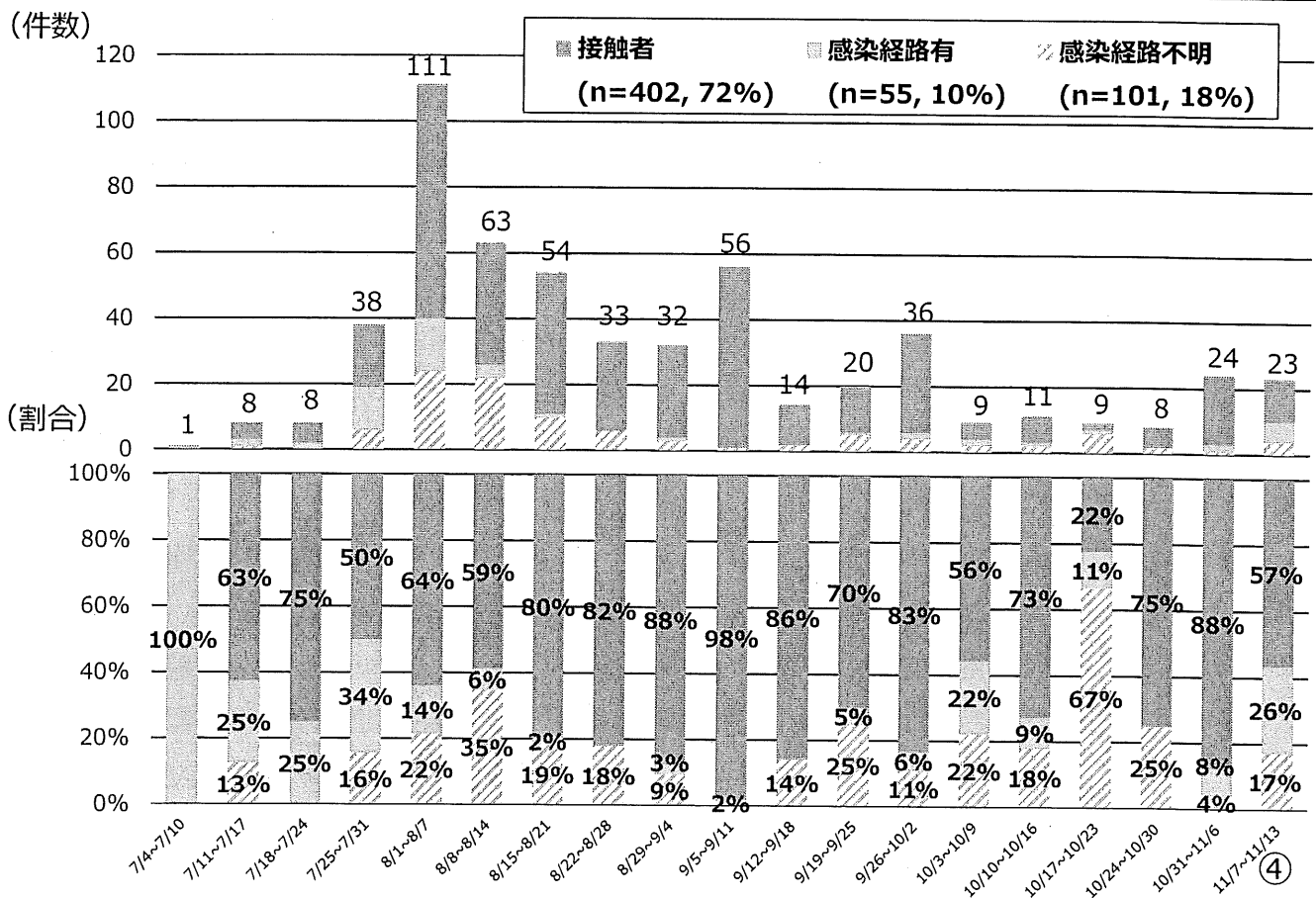


※再陽性事例を除く。

③

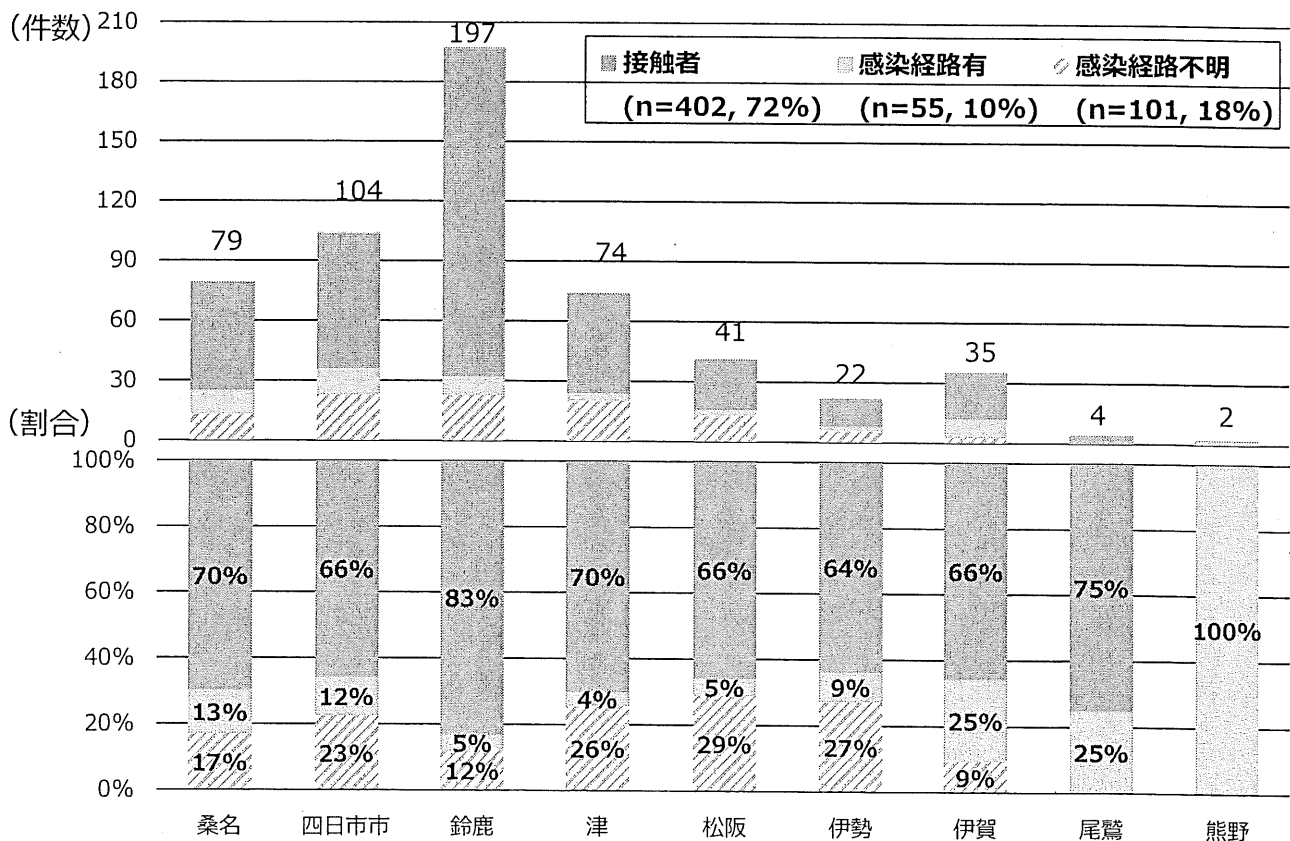
感染経路等に関する状況 (週別内訳)

集計期間：7/4~11/13(n=558)



感染経路等に関する状況 (保健所別内訳)

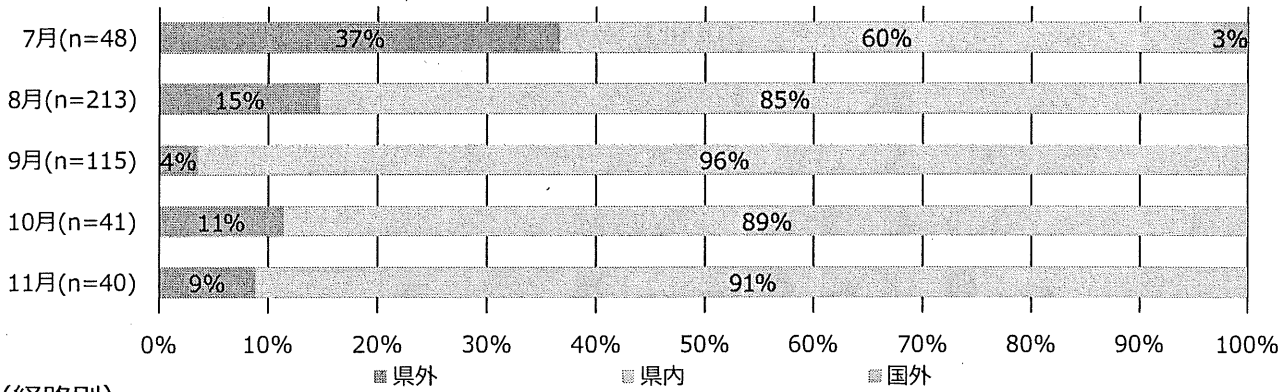
集計期間：7/4~11/13(n=558)



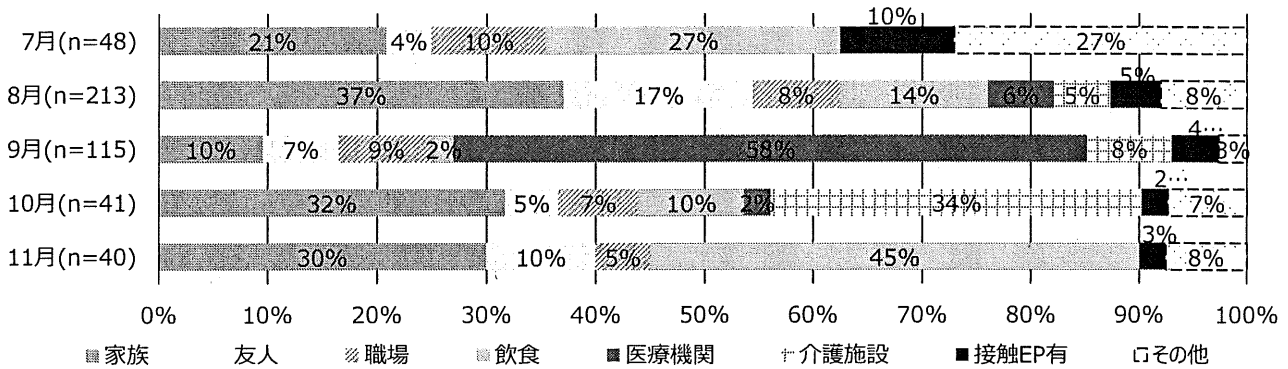
感染経路の詳細 (経路不明を除く)

集計期間：7/4~11/13(n=457)

(県内外別)



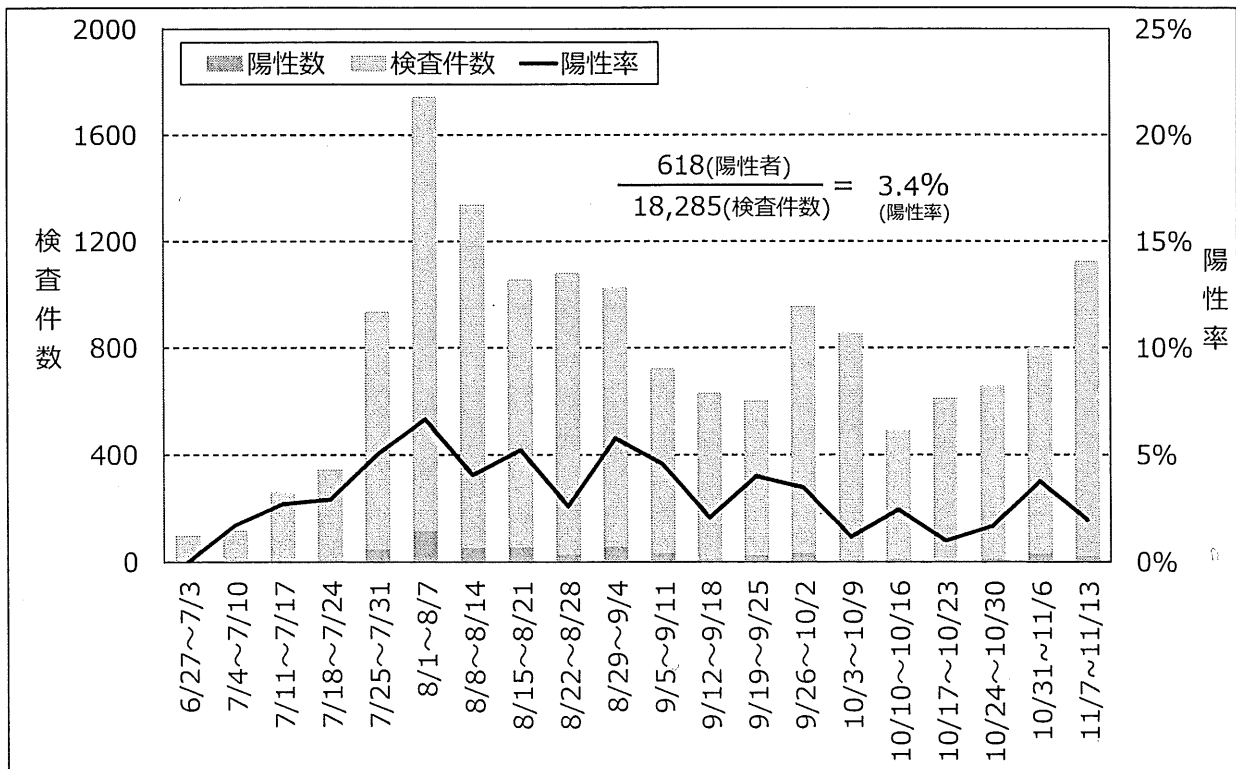
(経路別)



⑥

PCR検査件数・陽性率 (R2.11.13時点)

◆ 9月下旬以降、週当たりの陽性率は減少傾向であったが、10月中旬を境に再び上昇傾向



※11/7~11/13のデータは速報値です

⑦

病床・宿泊療養施設確保状況について

- 本県の患者推計にあたっては、①推計モデルは「高齢者群中心モデル」、②実効再生産数は1.7、③協力要請のタイミングは基準日から1日後とする。
- 感染段階のフェーズ数については、これまでの病床確保の取組から3フェーズとする。
- 病床確保状況については、フェーズ1は167床、フェーズ2は209床、フェーズ3は349床を確保。

○推計に係る各要素の選択状況

①推計モデル

国から示された「高齢者群中心モデル」は北海道のデータをベースとしたものであり、本県と状況は異なるものの、地方都市のデータを基にしたモデルは提示されていないため、「高齢者群中心モデル」を選択します。

②実行再生産数

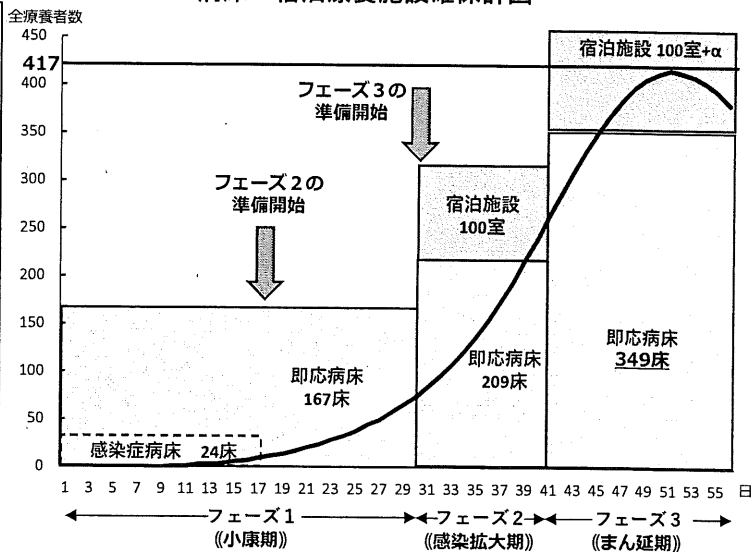
実行再生産数については、3月の東京のデータに基づく1.7を基本とすることとされているため、1.7を選択します。

③協力要請のタイミング

基準日*から要請までのタイミングについては、地方では3日を基本とされているものの、本県においては、基準日までに協力要請を行うこととなります。しかし、推計においては、基準日以降の日数を選択することが必要となるため、1日後を選択します。

*人口10万人当たりの週平均新規感染者数（報告数）が2.5人となった日（三重県の場合、週当たり45人の新規感染者数）

病床・宿泊療養施設確保計画



《ピークの状況》

日数	全療養者数	内入院者数	内重症者数	1日最大患者数（日数）
51日	417人	274人	40人	32人（42日）

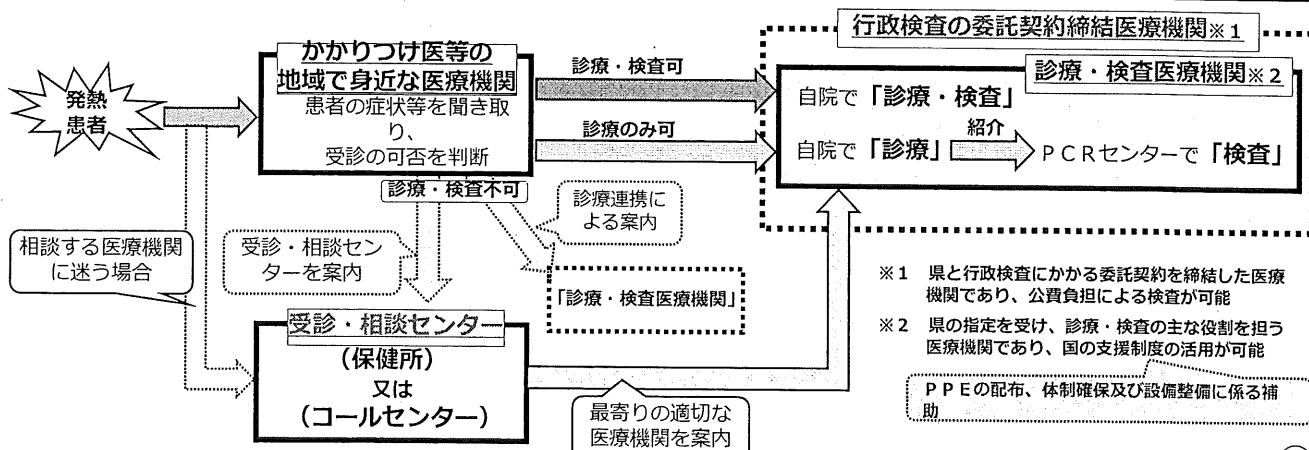
三重県のインフルエンザとの同時流行をふまえた新型コロナの外来診療・検査体制

<受診に係る相談対応>

- かかりつけ患者等については、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関で対応
- 相談する医療機関に迷う患者等については、「受診・相談センター」が「診療・検査医療機関」を紹介
- 「受診・相談センター」の役割は保健所が担う（一部コールセンターに委託）
- 「受診・相談センター」からの紹介については、各地域において事前に一定の紹介ルールを定め、紹介の偏りを防止

<診療・検査対応>

- 「診療・検査医療機関」は国の支援制度も活用し、診療・検査の主な役割を担う
- 「診療・検査医療機関」の情報については、関係者および「受診・相談センター」で共有
- 「診療・検査医療機関」の名称等については、一部の医療機関に患者が殺到することを防ぐため、現時点では非公表（厚生労働省の方針変更等があった場合は再検討）
- 「診療・検査医療機関」として、11月10日時点で、441医療機関を指定



※1 県と行政検査にかかる委託契約を締結した医療機関であり、公費負担による検査が可能

※2 県の指定を受け、診療・検査の主な役割を担う医療機関であり、国の支援制度の活用が可能

PPEの配布、体制確保及び設備整備に係る補助

○ 改正の概要

指令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、以下（1）及び（2）の対象者に限定する。

（1）65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他厚生労働省令で定める者

以下のいずれかに該当する者

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 上記②に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 上記①から⑦までに掲げる者のほか、都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

（2）上記（1）以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ることと同意しない者

○その他 新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者で入院が必要な状態でないと判断される者については、引き続き、宿泊療養又は自宅療養を求めること。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令
の施行に係る三重県の対応について

※施行期日：令和2年10月24日

新型コロナウイルス感染症の指定感染症に係る政令改正・省令の発出を受けた三重県の対応

○法令事項であり、基本的に国の方針に従うこととする。具体的には、

- ・高齢者、基礎疾患、中等症以上は入院とする
- ・重症度が要件となっていることから、各地域で重症度を把握する仕組み（外来でのスクリーニング・入院にて精査）を構築

⇒（当面は入院を基本としつつも）法令の基準に該当しない場合は、自宅、宿泊療養も可能な形としていく

- 地域ごとに状況は異なるため、各地域で検討を行うとともに、流行状況も踏まえ、順次移行していく
- ・省令第1条第1号～第7号に該当しない場合は、8号の規定（都道府県知事が必要があると認める者）で入院勧告を行う

今後の取り組み

- 自宅療養の在り方の検討
- 陽性者の流れについて地域別に検討・運営（広域の入院調整は今までどおり、調整本部で実施）
- 一定程度の入院数（例えば100例～150例など）になれば、入院期間を短縮し、自宅療養／宿泊療養に移行を促す旨を、事前に関係者に周知する

モニタリング指標の見直しについて

モニタリング指標の見直しについて

- ・モニタリング指標については、三重県指針Ver.6において、設定当時と現在の医療提供体制との差を考慮し、置き換えた目安を設定
- ・今回、指標設定当時以降、感染者の大幅増、県内由来の感染や経路不明割合の増加など、**県内の感染傾向や状況の変化などをふまえ、よりの確に感染状況をとらえ、適時に対策がとれるよう指標の見直しを検討**

<現状> 「三重県指針Ver.6」モニタリング指標

項目	水準	特措法要請解除の目安	期間
新規感染事例数	3	3	直近5日間
新規感染者数	10	20	直近5日間
入院患者数	20	50	



<見直し>

項目	目安	期間
新規感染者数	30人	直近7日間
感染経路不明率	20%	直近7日間
新規感染者増加割合	1.00倍	直近7日間と以前7日間の比較
入院患者数	50人	

⑬

モニタリング指標の見直しについて

○新規感染事例数（削除）

- ・主に県外持ち込みなどによる感染拡大をみる観点から設定していたが、**感染経路不明や県内発症割合も増加していることから、新規感染者全体のトレンドをみる新規感染者増加割合に変更**

○新規感染者数（継続）

- ・医療負荷および感染状況をみる観点から継続、ただし、期間は国の指標等に合わせ7日間とし、目安を換算（20人 × 7/5日 ≒ 30人）

○感染経路不明率（追加）

- ・感染経路不明の傾向を把握し、**市中感染などの拡大状況をみる指標として設定**
- ・感染経路は調査を進めていくうちに判明することもあるため、速報値とする
- ・本県における7月10日発生以降の当該指標の平均（20.4%）をふまえ目安を20%と設定

○新規感染者増加割合（追加）

- ・新規感染者全体のトレンドをみる指標として**増加傾向を早期に把握するなどの観点から設定**
- ・直近7日間とそれ以前の7日間を日単位の移動合計で比較

○入院患者数（継続）

- ・基本的に国の方針変更に従いながら、**当面は入院を基本としていく方針であるため継続**
- ・今後、入院期間を短縮し宿泊・自宅療養に移行する等、**現在の方針を転換する時点で、対象範囲を入院、宿泊施設および自宅療養者とする指標を設定**

⑭